

足立区公契約条例の改正（素案）に関するパブリックコメントの実施結果 およびご意見に対する区の考え方について

1 実施期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月24日（金）

2 意見提出数

397件（305名、5法人・団体）

3 意見の構成

内 容	件 数
(1) 事業者の遵守事項に関すること	5
(2) 労働者への周知に関すること	241
(3) 適用範囲の変更に関すること	56
(4) 検証・見直しの実施に関すること	26
(5) その他	69
合 計	397

4 意見に対する区の考え方

別紙のとおり

いただいたご意見に対する区の考え方（足立区公契約条例の改正（素案））

No	意見の概要	区の考え方
(1) 事業者の遵守事項に関すること 5件		
①	公契約条例の周知が不十分と感じている。現場に入場する下請事業主に知らせてほしい。（4件）	[新規] 元請事業者が下請事業者と契約する際、必ず事前に、下請事業者に制度の説明をして了承を得ること、および契約書に公契約条例を遵守する旨を記載することを義務化し、下請事業者への周知を徹底します。
②	元請が作成する賃金台帳は負担が大きい。提出をなくすことは賛成。	区の様式に、労働者の賃金情報を転記することが負担となっているため、事業者が作成する労務台帳（賃金台帳）を廃止し、事務負担の少ない書式に変更予定です。
(2) 労働者への周知に関すること 241件		
①	公契約条例情報ページは、印刷して現場内で配布してほしい。（47件）	労働者への周知については、引き続き、公契約制度の理解が深まるように、次のとおり、周知の充実を図ります。 ① 公契約現場には、職種ごとの労働報酬下限額が記載されたポスターを掲示します。 ② 労働報酬下限額の一覧やチラシについても、事業者を通じて、労働者の方々に配布します。 ③ [新規]労働者一人ひとりに二次元コードを記載した「周知カード」を配付することで、いつでもスマートフォンなどで公契約条例の情報を得られるようにします。
②	パソコンやスマートフォンが使えず情報収集が難しいため、現場前に労働報酬下限額の表を張り出してほしい。配布してほしい。（38件）	
③	現場出入する職人に周知されて条例の効果が発揮するので、公契約条例の周知徹底のために引き続き大きなポスターを現場ごとに提示してほしい。（17件）	
④	公契約条例の周知が不十分と感じている。区ホームページや現場前への掲示、案内の配布などにより、現場に入場する労働者に知らせてほしい。（7件）	

No	意見の概要	区の考え方
⑤	周知カード配布だけで済まさずに、区による定期的な現場での啓発をしてほしい。 (34件)	① 定期的な現場での啓発については、事業者の責務として、事業者から労働者に制度周知を行っていただくよう、適宜、事業者に促していきます。 ② 「周知カード」の配付状況、問い合わせ件数等は、公契約現場ごとに把握していきます。 ③ 事業者側、労働者側、双方の意見を聴きながら、中立的な立場で、より効果的な制度周知や啓発に取り組んでいきます。
⑥	周知カードを配布するならば配布状況、問い合わせ件数など集約を進め労働者目線に立った行政活動をしてほしい。 (21件)	
⑦	SNSや動画で条例の内容や労働報酬下限額確認方法を配信してほしい。 (23件)	① 公契約条例の内容や労働報酬下限額は、区ホームページをご覧いただかず、事業者を通じて公契約現場に、区が作成したポスターを掲示し、労働者へチラシを配付していますので、ご確認ください。
⑧	公契約条例の内容や労働報酬下限額を確認する方法を現場で説明してほしい。 (16件)	② 区ホームページは、イラストや表、動画などを用いて、見やすい表示、わかりやすい内容となるよう工夫します。 ③ SNSの活用など、あらゆる媒体を活用し、公契約条例の内容周知を行います。
⑨	区ホームページに掲載する場合、「大きく見やすく掲示」してほしい。 (15件)	
⑩	労働報酬下限額がよく確認できるように周知を工夫してほしい。 (10件)	
⑪	外国人労働者のために英語表記や多言語など、必要な情報を現場内に掲示してほしい。 (18件)	現場内のポスターやチラシ等は、紙面が限られ、多くの言語表記が難しいため、約130の言語に対応した区ホームページで、公契約条例に関する必要な情報を提供していきます。 ※「周知カード」には、二次元コード読み取りのため、英語も一部、表記予定です。
⑫	周知カードは、文字を少なくし、シンプルかつイラストなどを入れて親しみがもてる内容にしてほしい。 (4件)	周知カードは、デザインや内容を工夫して、シンプルでわかりやすいものにしていきます。

No	意見の概要	区の考え方										
(3) 適用範囲の変更に関すること 56件												
①	賃金報告書の簡略化を進めることで、多くの事業所や個人事業主が工事参加できるように更なる適用現場拡大を進めてほしい。 (24件)	① 事業者の事務負担の軽減のため、労務台帳（賃金報告書）を廃止し、報告書類の簡素化を進めます。 ② 条例の適用範囲は、今回の見直しで次のとおり拡大を予定しています。更なる適用範囲の拡大は、他自治体の動向も参考にしつつ、継続的に検討していきます。 《今回の見直し（案）》										
②	公契約条例の範囲は他の自治体の平均並みが良い。（6件）											
③	工事請負契約の公契約条例の範囲を1億円ではなく、もっと引き下げてほしい。 (4件)											
④	工事入札の際、予定価格を事後公表にしている6000万円に適用範囲を合わせたほうが良い。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>見直し案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア) 工事請負契約</td> <td>予定価格<u>1億8千万円以上</u>の契約 予定価格<u>1億円以上</u>の契約</td> </tr> <tr> <td>イ) 業務委託契約</td> <td>予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務</td> <td>予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、<u>保守点検</u>の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u>の業務 ④ <u>人的警備</u>の業務 ⑤ <u>給食調理</u>の業務 ⑥ <u>学校用務</u>の業務 ⑦ <u>車両運行</u>の業務 ⑧ 区長が指定する業務</td> </tr> <tr> <td>ウ) 指定管理協定</td> <td>一部の施設</td> <td>すべての施設</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	見直し案	ア) 工事請負契約	予定価格 <u>1億8千万円以上</u> の契約 予定価格 <u>1億円以上</u> の契約	イ) 業務委託契約	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理</u> の業務 ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行</u> の業務 ⑧ 区長が指定する業務	ウ) 指定管理協定	一部の施設	すべての施設
現 行	見直し案											
ア) 工事請負契約	予定価格 <u>1億8千万円以上</u> の契約 予定価格 <u>1億円以上</u> の契約											
イ) 業務委託契約	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理</u> の業務 ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行</u> の業務 ⑧ 区長が指定する業務										
ウ) 指定管理協定	一部の施設	すべての施設										

No	意見の概要	区の考え方
⑤	条例の適用範囲を下げて適用工事現場を増やして、建設職人の単価を上げる政策を進めてほしい。 (21件)	今後も、労働報酬下限額（建設職人の単価）は、国の公共工事設計労務単価等を参考に、労働報酬審議会の審議を経て、社会情勢に合わせた適切な額を設定します。
(4) 検証・見直しの実施に関すること 26件		
①	公契約条例の内容については、4年ごとではなく、毎年検証ならびに見直しをしてほしい。 (12件)	① 公契約条例のしくみ等は、制度変更後の効果を見極めるには少なくとも2、3年必要であるため、現在のところ、概ね4年に1度程度の見直しが適当と考えています。
②	現場の実態を把握することが重要。少なくとも年に1度は簡単なもので構わないのでアンケートを実施してほしい。 (12件)	② 労働報酬下限額等は、毎年、労働報酬審議会等で検討します。
③	公契約現場の賃金実態を区が率先して情報収集してほしい。 (2件)	③ 毎年のアンケート実施は考えていませんが、現場の実態把握は重要であるため、労働報酬審議会の労働者代表の委員から、随時、現場の賃金実態などを伺い、情報収集しています。
(5) その他 69件		
①	実効性が上がるよう施策を望む。 (16件)	建設業界に限らず、少子高齢化に伴い、現役世代が減少していますが、区民サービス向上のため、事業者、労働者など幅広く意見を聴き、実効性のある施策を実施していきます。
②	区と事業者で無理のない事業と条例の維持増進を実現させてほしい。	
③	現場で働く労働者目線で条例を推進してほしい。 (14件)	
④	建設職人の減少理由は、安い賃金と長時間労働。条例で突破してもらいたい。 (3件)	
⑤	区による抜き打ち実態調査を行い、健全な現場運営を目指してほしい。 (12件)	
⑥	労働者に下限額以上の賃金がいき渡るように調査等をしっかり行ってほしい。	

No	意見の概要	区の考え方
⑦	未熟練労働者の労働報酬下限額は低すぎる。(6件)	未熟練労働者の労働報酬下限額も、毎年、労働報酬審議会で審議いただき、現在も、今後も適切に設定していきます。
⑧	どの産業も週休2日は当たり前。条例適用現場も週休2日を謳ってほしい。(3件)	条例に週休2日を規定することは考えていませんが、労働環境の整備に取り組むよう、事業者に働きかけをしていきます。
⑨	パソコンが使えない時どうするのか考えてほしい。(3件)	スマートフォンで区ホームページをご覧いただくか、公契約現場のポスター・チラシをご覧ください。
⑩	区内で公契約条例の周知が行き届いているとは言えない ので、職員及び区民に周知徹底してほしい。(2件)	労働者等に対して、あだち広報や区ホームページ、SNSなど、あらゆる媒体を活用して、公契約条例の周知の充実を図ります。
⑪	年令が高くても制度がわかるようになるべく簡略化して ほしい。	事業者に対しては、労働報酬下限額を下回ることがないよう、引き続き周知、啓発を行います。
⑫	労働報酬下限額をいくら決めても会社が変わらないので 報酬も変わらない。	個人事業主にも条例適用されていることをわかりやすくPRしていきます。
⑬	労働者等にはフリーランスなど労働者性が認められて いる個人事業主も含むことを明記してほしい。	公契約条例適用外の契約について、事業者からチェックシートを提出いただくことは、今のところ考えていませんが、今後も、事業者には、契約金額の大小に関わらず、労働法令の遵守を求めていきます。
⑭	公契約条例を制定する他の自治体では、予定価格が50万円を超える契約の締結にあたり、事業者に労働条件を確認するチェックシートの提出を求めている。同様の対応をしてほしい。	毎年、新規の条例適用契約となった契約は、区ホームページで一覧を公開しています。
⑮	公契約現場が一目で分かる様、周知宣伝してほしい。	

No	意見の概要	区の考え方
⑯	国・都・区・事業者それぞれの観点から、厳密な連携を取り、情報漏洩等の不正行為や過失等を止めてほしい。	今後も、入札や契約の透明性を高めるとともに、情報漏洩や談合など、不正行為の排除を徹底していきます。
⑰	信頼づくりなどにより不祥事防止を図ってほしい。	
⑱	予定価格に対し、受発注後に原材料費、労務費、エネルギー費などの価格変動がフィードバックをされるように制度設計をしてほしい。	区の契約は、原材料費、労務費、燃料費など、一定の要件に該当する価格変動等があったときは、契約金額を変更できるしくみとしていますので、今後も継続していきます。

【参考】周知カード（案）

(表面)



(裏面)

